

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月22日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第6号

伊予市双海町内において発生した衝突事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月27日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方



2 和解の内容及び損害賠償の額

(1) 令和5年2月8日午前11時47分ごろ、伊予市双海町高岸1227番地2先路上（国道378号上）において、公用軽乗用車が国道に向けて右折していたところ、国道を直進中の乗用車と衝突し、同車両に損害を与えた。

このため、過失割合を相手方が1割、市が9割とし、相手方は公用軽乗用車の損害額の1割を市に、市は相手方車両の損害額の9割を相手方に、それぞれ支払う。

(2) 双方とも、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。

(3) 損害賠償の額 1, 589, 907円

